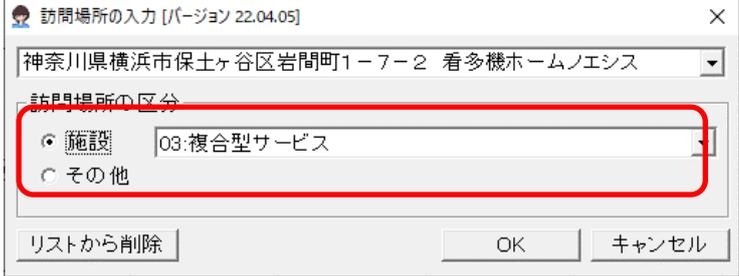


介護ソフトケアマザー ソフトウェア更新内容

バージョン

Ver22. 04. 15

No.	対象	区分	変更内容
1	訪問看護ステーション版	制度 改正	<p>訪問先について、今までは明細書に名称と住所が記載されていましたが、今回より明細書に訪問先名の記載がなくなりました。但し、改定により訪問先が小規模多機能、看護小規模多機能等施設の場合は今回制定された「施設コード」にて登録するように改定されました。そのため前月データ取得にて4月分の実績を登録する際には、登録場所について「施設コード」の登録が必要となりますのでご注意ください（「施設コード」を登録していないときは保存したときに警告が表示されます）。</p> <p>【施設コード】 01 社会福祉施設及び身体障害者施設 02 小規模多機能型居宅介護 03 複合型サービス 04 認知症対応型グループホーム 05 特定施設 06 地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設</p> 
2	同上	同上	<p>機能強化型1, 2の療養費について、報酬額が改定されました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能強化型1・・・12,830円 ・機能強化型2・・・9,800円 <p>その他の管理療養費については報酬額の変更はありません。</p>
3	同上	同上	<p>専門の研修を受けた看護師の取り扱いの変更（専門管理加算の新設）がありました。今まで専門の研修を受けた看護師が単独で訪問しても加算が算定できませんでしたが、計画書等による実施等一定の条件により「専門管理加算」（2,500円）が算定できるようになりました。</p>
4	同上	同上	<p>ターミナルケア療養費関連に「遠隔死亡診断補助費」（1,500円）が新設されました。これはICT機器によるリモートを活用し、看護師が医師の指示で死亡診断をサポートした場合に算定できます。</p>
5	同上	同上	<p>ターミナルケア療養費算定の際の訪問に、退院支援指導を含めることができるようになりました。また退院支援加算が長時間（8,400円）と長時間以外（6,000円）の2種類に分類されました（長時間は障害者対象等の条件があります）。</p>

介護ソフトケアマザー ソフトウェア更新内容

バージョン

Ver22.04.15

No.	対象	区分	変更内容																				
6	同上	同上	<p>同一建物の訪問人数1人および2人のパターンが「1人または2人」に統合されました（ケアマザー画面登録方法および報酬額の変更はありません。請求明細書のみの変更です）。</p> <p>㊸ 複数名訪問看護加算</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>看護師等</td> <td>1人又は2人</td> <td>円×</td> <td>日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3人以上</td> <td>円×</td> <td>日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>理学療法士等</td> <td>1人又は2人</td> <td>円×</td> <td>日</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3人以上</td> <td>円×</td> <td>日</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	看護師等	1人又は2人	円×	日	円		3人以上	円×	日	円	理学療法士等	1人又は2人	円×	日	円		3人以上	円×	日	円
看護師等	1人又は2人	円×	日	円																			
	3人以上	円×	日	円																			
理学療法士等	1人又は2人	円×	日	円																			
	3人以上	円×	日	円																			
7	同上	同上	<p>情報提供書の提供先が以下のように追加されました。情報提供書の様式に変更はありません（様式1、2については提出先により様式が異なります）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（様式1）市（区）町村等→相談支援事業所が追加 ・（様式2）保健所等→相談支援事業所が追加 ・（様式3）学校等、入園・入学、転園・転学 →医療的ケアの変更が追加 ・（様式4）保険医療機関等→老人保健施設、介護医療院が追加 																				